## 新(平成27年8月21日農林水産省告示第2009号)

(地鶏肉の規格)

第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

	事 (略)		項		基	準
					(略)	
	飼	育	期	間	ふ化日から <u>75日間</u> 以上飼育していること。	
	(略	;)			(略)	

第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

July 1	事		項	基準	
表	示	事	項	食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定 (名称については、第18	
				条第1項、第20条、第24条第1項及び第25条に規定する販売形態に応じた義	
				務表示の特例を除く。)に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。	
				[削る。]	
				$(1)$ $\sim$ $(3)$ (略)	
				(4) 内容量(容器包装に入れたものに限る。)	
				[削る。]	
				[削る。]	
				<u>(5)</u> (略)	
				[削る。]	
表	示	Ø [	方 法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、組合せ、飼育期間、飼育方法及び	
				内容量の表示は、次に規定する方法により行われていること。	
				(1) 名称	
				商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」 <u>又は</u>	
				<u>「品名」</u> の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。た	
				だし、ささみ等にあっては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の	
				文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次	
				に鶏肉の部位名を加え、「名称」 <u>又は「品名」</u> の文字を冠して、「地鶏	
				ささみ」等と記載すること。	
				(2)~(5) (略)	
				[削る。]	

(地鶏肉の規格)

第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事	項	基	準
(略)		(略)	
飼 育	期間	ふ化日から <u>80日間</u> 以上飼育していること。	
(略)		(略)	

旧

第4条 :	地鶏肉の	品質	賃に関する表示の基準は、次のとおりとする	ó.
事	事 項		基	準
表示	事	項	1 次に掲げる事項を表示してあること。	_
			<u>(1)</u> <u>名称</u>	
			<u>(2)</u> ~ <u>(4)</u> (略)	
			<u>(5)</u> 内容量	
			(6) 品質が急速に変化しやすく速やかり	こ消費すべきものにあっては消費
			期限、それ以外のものにあっては賞呀	<u> </u>
			<u>(7)</u> 保存方法	
			<u>(8)</u> (略)	
			2 容器に入れ、又は包装したもの以外の	のものにあっては、1の(5)から(7)
			までに掲げる事項を省略することができ	
表示	の方	法	1 表示事項の項に規定する事項の表示	<u>は、</u> 次に規定する方法により行わ
			れていること。	
			(1) 名称	
			商品名中に「地鶏」の文字を使用し	
			字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」	- 11- 17 7
			等にあっては、商品名中に「地鶏さ	
			肉の部位を記載している場合を除き、	
			名を加え、「名称」の文字を冠して、「	地鶏ささみ」等と記載すること。
			( ) ( ) ( ) ( )	
			(2)~(5) (略)	
			(6) 消費期限又は賞味期限	Nicola 2
			品質が急速に変化しやすく速やかり	
			期限(定められた方法により保存し)	
			他の品質の劣化に伴い安全性を欠く、	
			れる期限を示す年月日をいう。)を、	それ以外の冷凍保存したものその

	記載すること。 <u>ア 平成22年3月29日</u> <u>イ 22.3.29</u> <u>ウ 2010.3.29</u> エ 10.3.29
[削る。]	
(6)・(7) [削る。]	(8)・(9) (略)  2 表示事項の項に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい  箇所、送り状又は地鶏肉に近接した掲示その他の見やすい場所にしてあ ること。
[削る。]	3 容器又は包装に表示する場合においては、当該表示に用いる文字は、 背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)(以下「JIS Z 830 5」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた 活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm <sup>2</sup> 以下のものに あっては、JIS Z 8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字
[削る。]	<u>とすることができる。</u> <u>4</u> <u>この条中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。</u>
表 示 の 方 式 等 食品表示基準の規定に従うほか、表示可能面積がおおむね150cm <sup>2</sup> 以下の容器包装に表示する場合においては、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び表示事項の項の(1)から(5)までに規定する事項の表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。	[新設] [新設]
表 示 禁 止 事 項 <u>食品表示基準の規定に従うほか、</u> 次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1)~(3) (略)	表 示 禁 止 事 項 次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1)~(3) (略)